

認知症早期診断事業(もの忘れ検診)実施要領

1. 目的

- ・ 認知症の早期発見を行い、早期に適切な治療や支援につなげることで、認知症の進行及び重症化の遅延を図る
- ・ 事業を通じて市民の認知症への関心を高め、認知症予防に取り組むきっかけをつくる
- ・ 一次検査受託の条件である DASC-21 研修の受講や二次検査実施医療機関である専門医療機関との連携を通じて、地域における認知症に関する医療体制の強化を図る

2. 対象者

(1) 一次検査

- ・ 市内に住民登録がある 75 歳以上の人で、市が発行する「認知症早期診断事業(もの忘れ検診)のご案内」に折り込みの「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の結果が 20 点以上であった人

(2) 二次検査

- ・ 一次検査受診にて要二次検査と判定された人(DASC-21が31点以上だった人)

ただし、以下の人をのぞく

①すでに認知症と診断を受けている人

②直近の認知症早期診断事業一次検査受診日(二次検査の受診者は二次検査受診日)から 1 年未満の人

3. 事業内容

(1) 「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を活用した周知啓発

- ・ 「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を気軽に手に取れるよう、市公式サイトへの掲出や市内関係機関への配架、地域における通いの場等での周知を行う
- ・ 認知症に関する不安がある場合は、在宅介護支援センターや地域包括支援センター等にて相談支援を行い、状況に応じて医療受診や認知症早期診断事業の利用を勧める

(2) 一次検査

- ・ 受診希望者は、事前に「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を実施のうえ、20 点以上の場合は、一次検査実施医療機関へ予約を行う
 - ・ 一次検査実施医療機関では、DASC-21 を用いて認知機能のスクリーニングを実施する
 - ・ 一次検査にて「問題なし」となった場合は、介護予防や地域における通いの場、認知症に関する相談窓口等の情報提供を行う
 - ・ 一次検査にて「要二次検査」とする DASC-21 のカットオフ値は 31 点とする
 - ・ 一次検査にて「要二次検査」となった場合(認知機能の低下が疑われる場合は、受診者と相談のうえ二次検査を受診する医療機関を決定し、「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書 兼 結果報告書」をもって、二次検査実施医療機関に情報提供を行う
- ※ 要二次検査となった受診者が自院の患者である場合は、別途、症状発現の時期や内服

治療の状況など、二次検査実施医療機関に提供が必要と思われる診療情報を別添資料として添付するよう努めることとする

- ・ 二次検査実施医療機関から診断後の定期通院等の逆紹介があった際は、二次検査実施医療機関と連携しながら対応することとする
- ・ 一次検査の結果を「認知症早期診断事業(一次検査)記録票」に記載する。複写様式の「受診者控」を受診者に渡し、「四日市市控」を市に送付し報告する

(3) 二次検査

- ・ 一次検査にて「要二次検査」と判定された人に対して、認知症の鑑別診断を行う(※保険診療)
- ・ 二次検査の結果、「異常なし」と判断された場合は、介護予防や地域における通いの場、認知症に関する相談窓口等の情報提供を行う
- ・ 二次検査の結果、「認知症」と診断された場合は、必要な支援(定期通院、介護サービスの利用、地域における見守り支援等)につながるよう、受診者と相談のうえ各関係機関への情報提供を行うとともに、在宅介護支援センターをはじめとする地域の相談窓口や地域資源(認知症カフェや通いの場等)の紹介を行う
- ・ 二次検査の結果は、「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書 兼 結果報告書」を使用し、市及び市を経由して一次検査実施医療機関に報告する

4. 一次検査実施医療機関の受託条件について

(1) DASC-21 に係る研修の修了者が在籍していること

- ・ 認知症のスクリーニング手法の均てん化および地域における認知症対応力の向上のため、一般社団法人認知症アセスメント普及・開発センターが実施する研修(e ラーニング※)修了者の在籍を求めるとし、修了すると発行される「修了認定証(写しでも可)」の市への提出をもって、修了者を確認することとする

※ 参考(dasc.jp 公式サイト) <https://dasc.jp/elearning>

(2) 二次検査実施医療機関からの逆紹介に対応できること

- ・ 「認知症早期診断事業(二次検査)依頼書 兼 結果報告書」を用いて二次検査を依頼した受診者が、二次検査で認知症と診断後、一次検査実施医療機関にてフォローアップが必要と判断された場合に、対応ができることとする

5. 二次検査実施医療機関の受託条件について

- ・ 四日市医師会管内の医療機関のうち、専門医又は鑑別診断などの専門医療を主たる業務とした 5 年以上の臨床経験を有する医師がいる医療機関とする
 - ・ 画像診断を他院に依頼する場合でも、二次検査の受託は可能とする
- ※ 一次検査実施医療機関と二次検査実施医療機関は兼ねないこととする

6. 事業実施方法について

- ・ 公益社団法人四日市医師会との集合契約に基づく委託事業として実施する
- ・ 委託料は、各受託医療機関が指定した口座に所定の金額を振り込むものとする

7. 事業評価

- ・ 一次検査受診率
- ・ 二次検査受診率
- ・ 二次検査にて認知症と診断された人の医療・介護・福祉サービスへの引継ぎ率

8. 事業スケジュール

4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・当年度事業開始 ・(契約締結後)一次検査新規受託医療機関の e ラーニング開始(5 月末まで) ・前年度事業評価
6 月	一次検査新規受託医療機関事業開始
11 月	次年度新規受託医療機関の調査
12 月	次年度新規受託医療機関のとりまとめ
3 月	次年度受託医療機関へ関係文書送付

9. 担当課

四日市市 高齢福祉課（電話:059-354-8170、ファクス:059-354-8280）